

令和元年12月18日
海釣機能専門分科会 会議資料

芦屋港活性化推進委員会

海釣機能専門分科会

検討報告書（素案）

令和元年12月

芦屋港活性化推進委員会海釣機能専門分科会

■ 目次

1	はじめに	1
2	課題の整理	2
3	課題の振り分け	
	（1）検討事項と今後の課題ほか	3
	（2）検討困難な事項	
	①沖波止の利用	3
	②釣堀の付加	4
	③付加価値の創出	4
4	海釣機能のあり方	
	（1）ステップ1	
	①利用範囲	5
	②ターゲット層	7
	③整備内容	7
	④整備スケジュール	8
	⑤利用料金・利用時間	8
	⑥管理運営方法	8
	⑦漁協エリアとのすみわけ、動線の確保	9
5	今後の検討課題	9

1 はじめに

芦屋町では、海を活かした地方創生・観光まちづくりを推進する拠点とするため、これまでの検討経緯を踏まえた実現性のある計画として、芦屋港活性化の方向性を示した「芦屋港活性化基本計画」を平成31年3月に策定しました。

この「芦屋港活性化基本計画」をもとに、福岡県が芦屋港の港湾計画を改訂するにあたり精査したところ、「福岡県管理の港湾として、浚渫を含めた維持管理を継続して行うこと」や「早期の事業化を図る」目的で、福岡県港湾課よりゾーニングを一部変更する提案が令和元年7月18日に行われました。

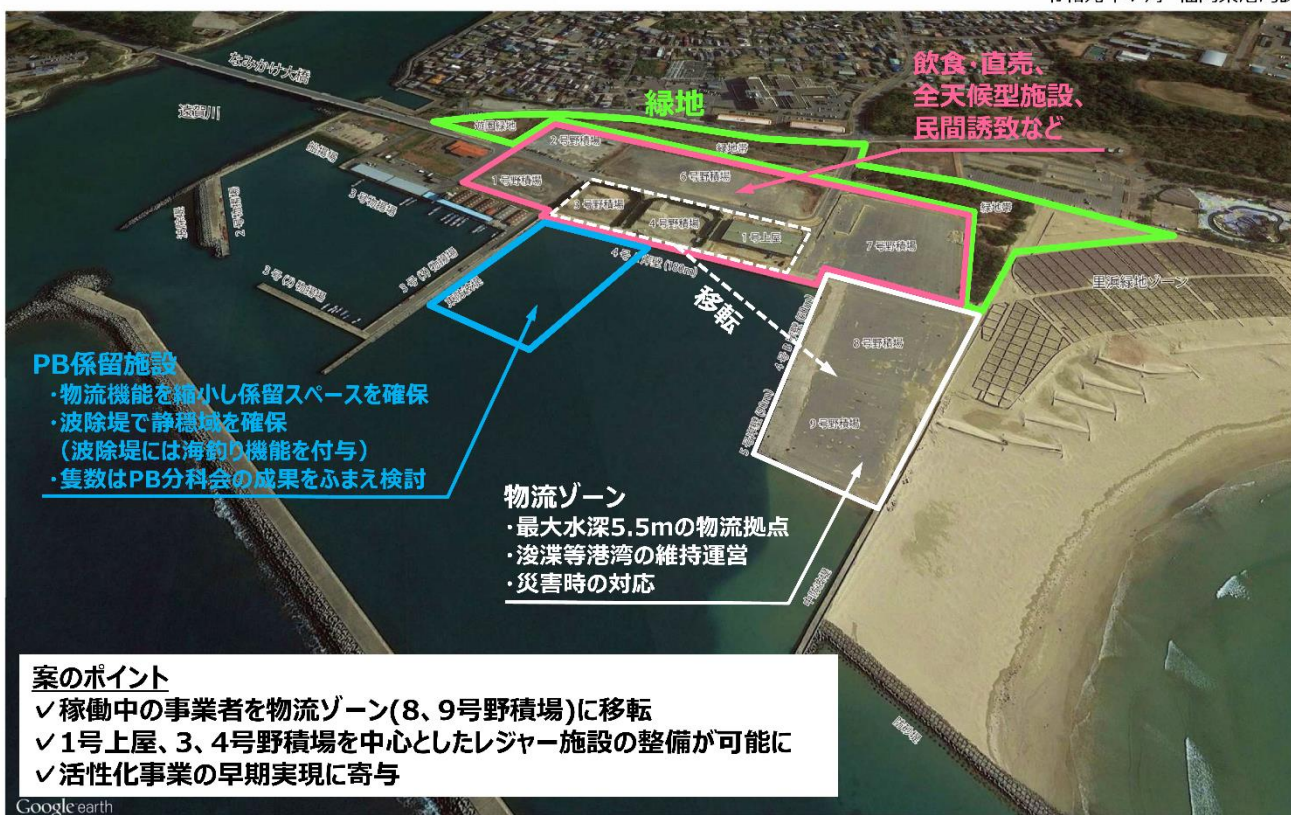
福岡県からのゾーニング変更提案を受け、芦屋町では、芦屋港活性化基本計画でとりまとめた内容を活かしながら、ゾーニング変更により影響のある事項について検討し、町としての考え方をとりまとめることとしました。

海釣施設については、施設場所が変更となることから、施設自体のあり方や施設完成までの運用などゾーニング変更により影響のある事項について検討を行ったものです。検討にあたっては、現地調査や関係者ヒアリング並びに事例視察をもとに行いました。

[参考] 福岡県港湾課からのゾーニング変更提案資料（令和元年7月18日開催）

芦屋港活性化に向けた港湾計画改訂の方向性（ゾーニング案）

令和元年7月 福岡県港湾課



2 課題の整理

福岡県からのゾーニング変更により影響のある事項について審議するにあたり、まず、ゾーニング変更に伴い想定される課題や意見の整理を行いました。下記内容は、芦屋港活性化推進委員からの意見や課題、遠賀郡漁業協同組合芦屋支所での説明会及びヒアリングで出された意見をとりとまとめたものです。

〔参考〕海釣機能専門分科会資料（令和元年 11 月 20 日開催）

推進委員会で出された意見・課題

- 釣果とターゲット層の設定
 - ・海釣施設といえる程の釣果への懸念
 - ・釣果があがるための工夫（例えば）
 - 高炉セメントなど海藻類が育成しやすい素材を使用し、魚が成育するための穴を設置
 - 集魚灯の設置
- 施設に関して
 - ・できるだけ沖（北側）に配置する＝3号(2)物揚場の位置に合わせる
 - ・波除堤までの移動距離や利便性（距離と動線）への危惧
 - ・係留施設との併用によるトラブルの懸念（他場所での検討）
 - ・安全対策の実施
 - ・環境美化、清掃等
- 施設への付加機能
 - ・釣堀の付加
- 利用料金、サービス
 - ・料金は徴収する。（マナーや持続性に関する懸念）
 - ・ライフジャケットのレンタルと合わせて料金設定
- 整備方法（年次計画）
 - ・段階的な整備開放ではなく、遠賀川沿いも含め一体的に整備し同時に開放
- 集客方法
 - ・集客力、認知度向上、他との差別化のイベントを年1, 2回実施。
 - ・魚の捌き方教室がセットになった体験プログラムの実施
- 沖波止の使用（湾内では釣果がない）
- ボートパークの管理棟と海釣管理施設との連携

漁協説明会 ヒアリング

- 釣客のマナーの悪さに関する指摘（漁船に乗る、道具を勝手に使う、フェンスを破るなど）
- エリアをフェンスでしっかり区切る
- 倉庫への運搬車両の動線確保

〔参考〕遠賀郡漁業協同組合芦屋支所での説明会及びヒアリング（令和元年 11 月 11 日開催）



3 課題の振り分け

(1) 検討事項と今後の課題ほか

芦屋港活性化推進委員からの意見や課題、遠賀郡漁業協同組合芦屋支所での説明会及びヒアリングで出された意見や課題に対して、ゾーニング変更により影響のある事項で、かつ、海釣機能専門分科会で検討する必要がある事項を選出するため、今後整備を進めるうえで詳細に検討すべき事項及び検討することが困難な事項を下記のとおり外すこととしました。

〔参考〕海釣機能専門分科会資料（令和元年11月20日開催）

専門分科会での検討事項	<ul style="list-style-type: none">●釣果とターゲット層の設定<ul style="list-style-type: none">・海釣施設といえる程の釣果への懸念・釣果があがるための工夫●施設に関して<ul style="list-style-type: none">・波除堤までの移動距離や利便性(距離と動線)への危惧・係留施設との動線●整備方法(年次計画)<ul style="list-style-type: none">・段階的な整備開放ではなく、遠賀川沿いも含め一体的に整備し同時に開放●利用料金、サービス<ul style="list-style-type: none">・料金は徴収する。(マナーや持続性に関する懸念)・ライフジャケットのレンタルと合わせて料金設定●ポートパークの管理棟と海釣管理施設との連携
今後の課題ほか	<ul style="list-style-type: none">●できるだけ沖(北側)に配置する＝3号(2)物揚場の位置に合わせる ⇒3号(2)物揚場の位置で波除堤は設置予定●沖波止ほかの場所 ⇒安全上、国交省「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン」上、沖波止は困難●安全対策、環境美化、清掃 ⇒芦屋港を一体的に維持管理するうえで詳細に検討していく内容●釣堀の付加 ⇒物理上不可能 ●集客力、認知度向上、他との差別化のイベントを年1, 2回実施。●魚の捌き方教室がセットになった体験プログラムの実施 ⇒海釣協議会で協議

(2) 検討困難な事項

① 沖波止の利用

北防波堤の北側は、テトラポットがあるため足場が危険な状況で、防波堤の高さが●●mあることから、転落防止柵や救命タラップなどの設備を整備しても、国土交通省港湾局による「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン」上の安全対策が確実に講じられていると言えるかが判断の基準となりました。

施設管理者としては、利用者の安全が確実に措置されるための対策を確実に講じられなければならない、北防波堤は責任を全うできるとは言い難く、海釣機能を有する施設として現段階で検討するのは困難で、ステップ2（遠賀川沿い導流堤利用開放）以降の検討課題であると判断しました。

②釣堀の付加

釣堀の付加を検討するため、宗像市の大島にある「うみんぐ大島」の釣堀施設を視察しました。関係者から釣堀の規模についてお話を伺ったところ、魚が警戒することなく釣れる環境にするには、釣堀の水深が10m以上あることが望ましいということであった。

また、他事例も含め、水深が深くないと夏場の海水温が上昇し魚が死滅する事例や、魚が日焼けして色が悪くなるなどの事例が発生することもわかった。

芦屋港内では深いところで5.5mしか水深がないため、釣堀にはむいていない。また、船舶の航行があるため、現計画上では、芦屋港湾内での釣堀機能は物理的に不可能と判断しました。

〔参考〕うみんぐ大島の釣堀施設



③付加価値の創出

海釣機能専門分科会の以前からの検討結果では、集客や消費効果を高くするために他の海釣り施設にはないサービスを提供する必要があるとして、今後、付加価値の創出につながるよう町内の関係者での協議や機運づくりが重要とまとめていました。

そこで、付加価値の創出につながるような、体験プログラムの実施や人材育成に取り組む事業を行うために、「芦屋港等海釣施設運営協議会」を設立しました。今後はその協議会において、集客力、認知度向上、他との差別化のイベントの実施や魚の捌き方教室がセットになった体験プログラムの実施について協議していくこととなりましたので、海釣機能専門分科会で検討する事項から外しました。

4 海釣機能のあり方

福岡県からのゾーニング変更提案によると、海釣機能については新設される波除堤に付与するとのことから、東防波堤ではなく波除堤に海釣機能を導入できるかどうか検討を行った。当初の報告書にもあるとおり、波除堤でも一定の釣果があり、釣り場として活用することは可能であるとの結論に至りました。また、波除堤が新設するまでの間は一般開放せず、他の海釣施設も整備しないとの意見でまとまりました。

なお、平成30年度の検討報告書で検討課題としていた内容について、今回の審議する際にも同様の意見が挙げられたので、引き続き検討課題として整理しました。

(1) ステップ1

①利用範囲

➤ 波除堤の一部

長さ 160m (80m+80m)

幅員 10m

※外側のみ利用。内側はボートパーク施設のため利用できず、波除堤の先端は灯台が設置され、航路周辺であるため、先端から 10mは使用不可。

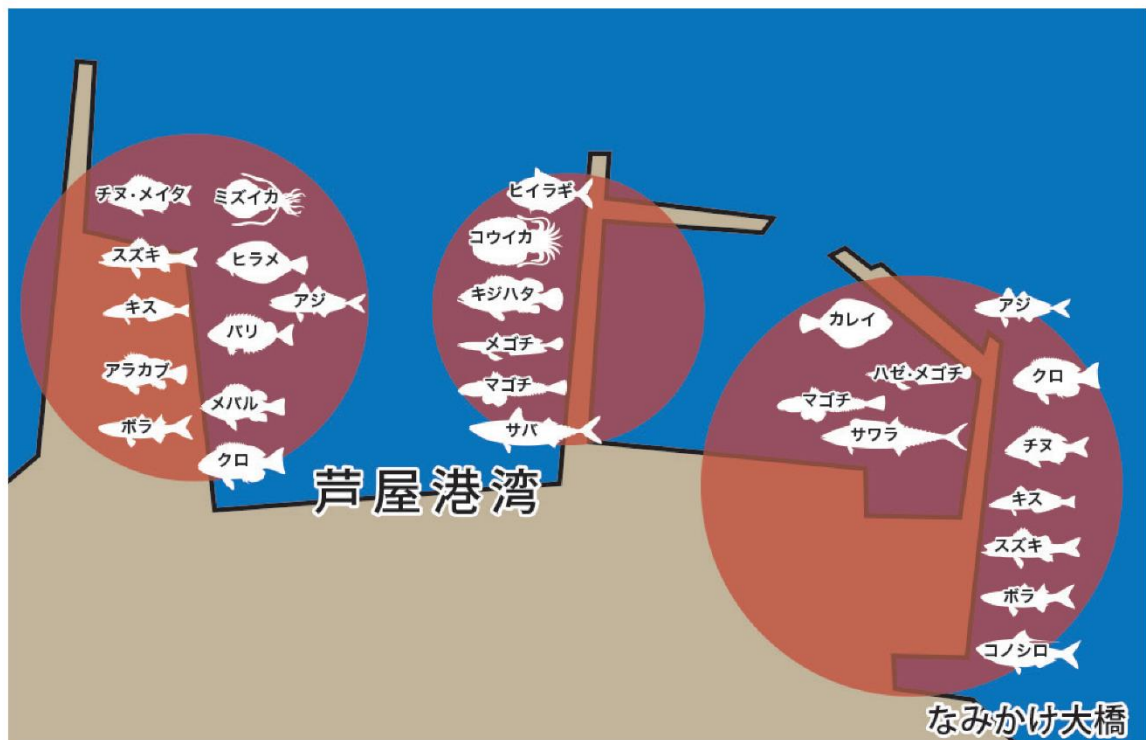
➤ 考え方

平成30年度の検討報告書のとおり、波除堤でも一定の釣果があると判断しました。東防波堤と比べて波除堤の方が移動距離は少し遠くなるものの、利便性を大きく損なうものではなく、むしろ、波除堤周辺の方が東防波堤周辺よりも水深があるため、釣果としては期待でき、釣り機能を付加する施設として適切であるとの意見でまとまりました。

しかしながら、施設完成後すぐは、魚が棲みつきにくいとの危惧があるため、敷石やテトラポットの設置や波除堤の構造を検討する必要があるとして、波除堤を整備する際の検討事項とします。

〔参考〕主な釣果 *町内釣具店、町内釣り愛好家へのヒア

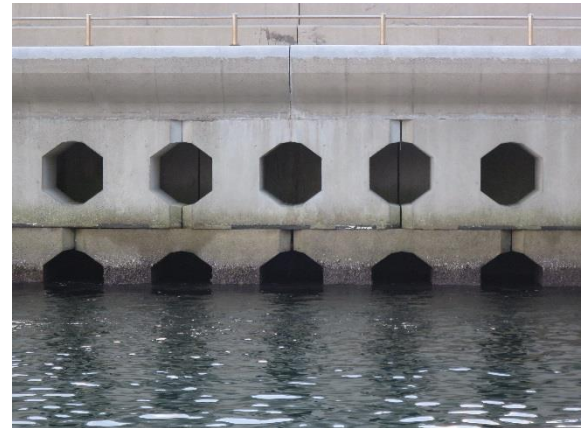
■釣果マップ



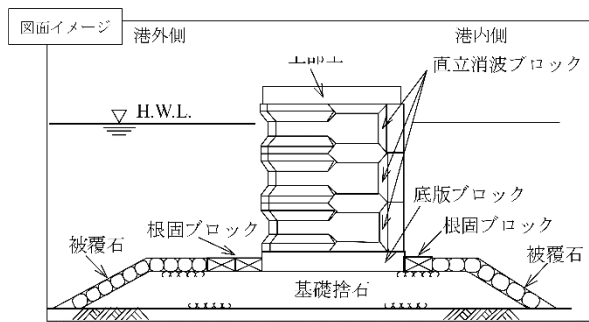
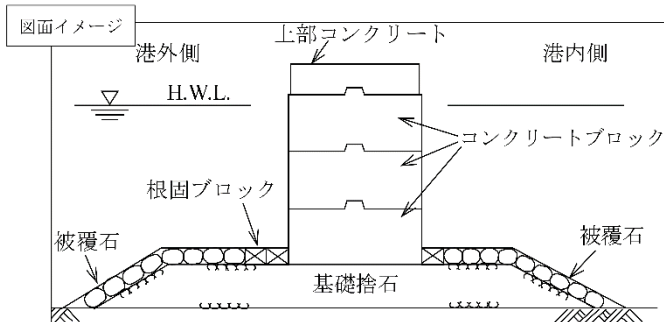
■月別釣果（芦屋港湾内）

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
チヌ・メイタ	浮釣り	昼・夜												
スズキ	ルアー	昼・夜												
キス	投げ	昼												
アラカブ	餌・ルアー	昼												
ボラ	浮釣り	昼・夜												
ミズイカ	ルアー	昼・夜												
ヒラメ	ルアー	昼												
アジ	餌・カゴ	昼・夜												
バリ	餌・浮釣り	昼・夜												
メバル	餌・浮釣り・ルアー	昼・夜												
クロ	餌	昼												
ヒイラギ	投げ・餌	昼												
コウイカ	ルアー	昼・夜												
キジハタ	餌・浮釣り	昼・夜												
メゴチ	投げ・餌	昼												
マゴチ	ルアー	昼												
サバ	餌・カゴ	昼												

〔参考〕 うみんぐ大島の波除堤 波を受け止め内側にゆっくり流れる構造



〔参考〕 波除堤の構造 左は直立型（波をそのまま反射） 右は直立消波型（波を一旦受けてゆるやかに戻す）



②ターゲット層

- メインターゲット層：初心者、ファミリー層
- 考え方

波除堤は一定の釣果があるものの、大きな魚が釣れる場所ではありません。しかしながら、足場が安定していて初心者や子ども連れが安全に利用できる場所といえます。また、飲食等の商業施設や駐車場が近くにあることから、週末のファミリー層が手軽に利用できる環境にあると考えました。

国土交通省より「釣り文化振興促進モデル港」の認定をいただいている中で、芦屋港は、初心者やファミリー層をメインターゲットにして、釣りに興味を持ってもらうための港として位置付けようと考えています。その後、中級・上級者として釣りを楽しむ場合は、同じモデル港として認定されている北九州港や別府港、「うみんぐ大島」と連携しながら、釣りのイベントを通じた事業を展開して、相互に釣り文化を振興することが重要になると考えています。

③整備内容

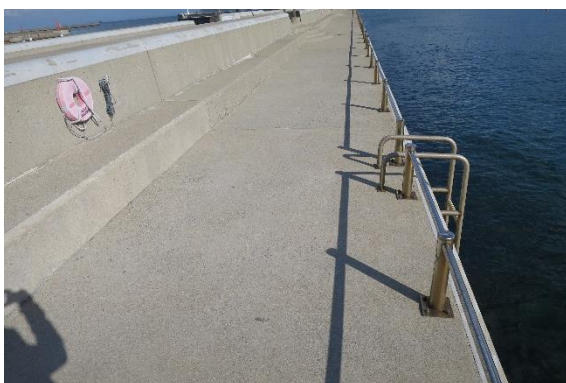
- 安全上必要となる整備

国土交通省港湾局による「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン」に基づき、転落防止柵のほかに、釣り場として開放する場合に必要な設備を整えます。

- 付帯施設・設備

平成30年度の検討報告書と同様の内容となった。ただし、仮にポートパーク施設の関係で上水道施設が整備されれば、波除堤付近に手洗い場を設置することとします。また、安全対策として電灯の設置や波除堤に段差を付けるなどベンチの代わりとなるよう構造を検討する必要があるとして、波除堤を整備する際の検討事項としました。

〔参考〕 うみんぐ大島の波除堤の付帯整備



④整備スケジュール

➤ 波除堤整備スケジュール

波除堤整備のスケジュールに合わせて、一般開放することで意見がまとまりました。また、遠賀川沿い導流堤の利用開放については、平成30年度の検討報告書のとおり、段階的に整備を進めていくこととしました。

波除堤の整備スケジュールは、ボートパーク施設の整備スケジュールに準じることとなります。なお、整備スケジュールは、社会経済環境の変化や関係者協議の進捗、財源確保などの要因から年数は変更になる場合があります。

[参考] 年次計画

整備機能	場所	第1期						第2期			
		1年目 2019	2年目 2020	3年目 2021	4年目 2022	5年目 2023	6年目 2024	7年目 2025	8年目 2026	9年目 2027	10年目 2028
海釣施設	波除堤、遠賀川沿堤防	基本設計 実施設計 工事 → ● 開業						遠賀川沿導流堤 →			

⑤利用料金・利用時間

➤ 施設利用料

無料

➤ 利用時間

24時間

➤ 考え方

マナーや持続性に関する懸念から料金を徴収した方が良いとの推進委員から意見を受けて、再度検討を行いました。

有料にするのであれば、お金をかけてしっかりとした釣り場を整える必要がありますが、波除堤では利用料金に見合う施設とはなり得ないため、無料が望ましいとの結論になりました。また、利用者の利便性やニーズからは24時間開放が望ましいとの意見と、時間を制限する場合は管理事務所や管理人の設置が必要となるため、ランニングコストがかかることから、平成30年度の検討報告書どおり、24時間利用とすることとしました。

⑥管理運営方法

管理運営方法は平成30年度の検討報告書のとおり、施設利用料が無料のため管理事務所・管理人の設置は行いませんが、施設・設備の維持管理は必要とします。これについては、行政から法人格を有する企業・団体等への指定管理による維持管理が妥当ですが、芦屋港内に整備される他の施設の維持管理も必要となるため、芦屋港一体の維持管理が望ましいと考えます。

なお、ゾーニング変更によりボートパーク施設の管理棟が隣接することになるため、海釣施設の管理も一緒にさせるなどの方法を検討する必要があります。

⑦漁協エリアとのすみわけ、動線の確保

遠賀郡漁業協同組合芦屋支所での説明及びヒアリングでも意見として挙がっていますが、漁協エリアと海釣りエリアとのすみわけが重要となります。特にボートパーク施設整備で東防波堤が立ち入り禁止になれば、漁協エリアに釣り利用者が入り込む可能性があるため、漁業従事者と釣り利用者とのトラブルの事前回避のため、ボートパーク施設整備前までには、漁協エリアとのすみわけができる整備が必要不可欠です。

また、ゾーニング変更によりボート所有者と釣り利用者との動線が重なり、トラブルに発展する可能性があるため、事前回避のため、ボート所有者の動線を別に設ける必要があるとしました。

➤ すみわけ、動線の確保

漁協エリアと海釣りエリアとのすみわけ、動線の確保については、お互いのエリア・動線をフェンスで囲います。ボート所有者の動線については、プレジャーボート係留施設専門分科会での審議に委ねるものの、3号野積場から浮き桟橋を設けるよう整備する。

➤ 考え方

現状でも漁協エリア内の船揚場の無断使用や不法投棄があり、両者間のトラブルや両者の船舶による事故等も危惧されます。また、漁協の敷地内への侵入や無断駐車など、漁協にとって深刻な問題もあります。

さらに、ボートパーク整備工事における東防波堤の立ち入り禁止後だけでなく、波除堤の一般開放後も1号野積場の駐車場利用開始にあたり、釣り客の利用が多い遠賀川河口エリアへの立入り増加も想定されます。これは、釣り客が遠賀川河口エリアへ立ち入る主な動線として、漁協の事務所敷地内を通っているため、海釣り施設の整備にあたっては、現状の動線を整理するよう漁協から要望が出されています。

このため、釣り客と漁業従事者が共存していくために、また、ボート所有者とも共存していくために、漁協エリアと海釣りエリアのすみわけ及び遠賀川河口エリアまでの動線を整備する必要があります。

5 今後の検討課題

平成30年度の検討報告書のとおり、海釣り施設として開放するためには、漁協との協議は不可欠で、漁業従事者に迷惑をかけない形でのルールづくりが必要となります。また、利用者への安全対策、利用ルール・マナーの周知の徹底方法も検討していく必要があります。